

「財務省理財局の情報システムの更改等に係る機器構築・賃貸借及び保守 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正 有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見	理由		
1	調達仕様書	10	4. 1. 2.	受託者が納入するハードウェア等機器に起因してアプリケーションプログラムの改修が必要になると判断した場合は、 <u>その原因と対策案を提示すること。</u> システム設計開発事業者が納入した基本設計書、詳細設計書等の成果物が影響を受ける場合には、 <u>該当する成果物の更新が必要な部分を明らかにすること。</u> <u>上記については、システム設計開発事業者と調整及び協議し、財務省の承認を得たうえで、対応をシステム設計開発事業者に依頼すること。</u>	システム設計開発事業者の調達仕様には、次期ハードウェア等事業者の納入した機器によって生じた非互換対応や設計書の修正は含まれていないように読み取れます。したがって、本調達の受託者が「原因と対策案を提示」した後、非互換対応を実施する事業者が明確になっていないと推測されます。原因と対策案を提示した後の対応について、どのようにお考えでしょうか。本調達の受託者が非互換対応や設計書の修正を実施する場合は、調達仕様上に明記していただく必要があると考えます。 財務省理財局の情報システムの更改等に係る設計・開発及び移行業務 一式 調達仕様書 4. 1. 4. 開発・アプリケーション導入・テスト (9) 次期ハードウェア等事業者の納入した機器と本業務での設計内容との乖離が起因となる非互換対応は本業務の対象外とする。当該非互換対応を完了した資産を次期ハードウェア等事業者より受領し、取り込むこと。	システム設計開発事業者及び本業務受託者の責任範囲の明確化のため。	○	以下の通り修正します。 受託者が納入するハードウェア等機器に起因してアプリケーションプログラムの改修が必要になる場合は、 <u>受託者の責任と負担において対応すること。その原因と対策を財務省に報告し、総合テスト工程内でシステム設計開発事業者への引継ぎを実施すること。</u> システム設計開発事業者が納入した基本設計書、詳細設計書等の成果物が影響を受ける場合には、 <u>該当する成果物の更新を行うこと。修正を加えた成果物は財務省の承認を得ることとする。</u>
2	調達仕様書	10	4. 1. 3.	—	受託者が納入するハードウェア等機器に起因してアプリケーションプログラムの改修が必要になり、受託者の責任において改修を行う場合、開発環境が必要になることがあると考えます。 そのため、以下のように追記いただくのはいかがでしょうか。 (追記案) (8) 受託者は、必要に応じて開発環境を用意すること。	要件の明確化のため。	○	以下の通り修正します。 (8) 受託者は、開発環境が必要となった場合、受託者の責任と負担において用意すること。
3	調達仕様書	10、13、16	4. 1. 3. 4. 2. 1. 5. 1.	4. 1. 3. 環境構築・テスト (2) 本作業は、「4. 1. 2. 設計内容の確認」で確認、修正・追記したシステム設計開発事業者が納品した成果物（構成設計・方式設計、環境設計書等）及び 運用設計書 に基づき行うこと。 4. 2. 1. 成果物 表 2. 納入成果物一覧 納入成果物欄 環境設計書 運用設計書 内容 方式設計書※ 構成設計書※ 環境設計書※ 5. 1. 作業実施体制 表 4. 本業務受託者における作業実施体制の役割 No3 その他の開発要員 その他の開発要員は、開発構築作業に当たり、次の事項を実施すること。 ・ 運用設計書、運用保守マニュアル の作成	運用設計書に関して、調達仕様内で本調達の役割・作業内容に齟齬があるように見受けられます。 システム設計開発業務の調達時の貴省による質問書回答に沿うと、本調達の受託者が運用設計書の主担当になる認識ですので、修正が必要と考えます。 ----- R6/3/5 質問書回答 本調達仕様書における運用設計書は、ご認識のとおり、運用保守マニュアル（業務）、操作マニュアルを指しております。 また、運用保守マニュアル（インフラ）及びそれに係る運用設計書を作成する主担当は、ご認識のとおり、今後調達を予定している次期ハードウェア等事業者となります。	要件の明確化のため。	○	以下の通り修正します。 4. 1. 3. 環境構築・テスト (2) 本作業は、「4. 1. 2. 設計内容の確認」で確認、修正・追記したシステム設計開発事業者が納品した成果物（構成設計・方式設計、環境設計書等）及び 運用設計書（運用保守マニュアル（業務）、操作マニュアル） に基づき行うこと。 4. 2. 1. 成果物 表 2. 納入成果物一覧 納入成果物欄 環境設計書 運用設計書 内容 方式設計書※ 構成設計書※ 環境設計書※ 運用保守マニュアル（インフラ）、各種手順書等 5. 1. 作業実施体制 表 4. 本業務受託者における作業実施体制の役割 No3 その他の開発要員 その他の開発要員は、開発構築作業に当たり、次の事項を実施すること。 ・ 運用保守マニュアル（インフラ）、各種手順書等 の作成
4	調達仕様書	11	4. 1. 4.	(1) システム設計開発事業者が主体となって行う総合テスト、及び財務省が行う受入テストにあたり、各テストの目的に沿った形で迅速に実施できるような技術情報の提供、各種機器の設定変更等の必要な支援を行うこと。また、テスト結果に対する質問対応等必要な支援を行うこと。受託者が納入したソフトウェア等に起因するトラブル・障害（アプリケーションとの非互換）が発生した場合は、 <u>その原因と対策案を提示すること。システム設計開発事業者と調整及び協議し、財務省の承認を得たうえで、必要となる対応をシステム設計開発事業者に依頼すること。</u>	システム設計開発事業者の調達仕様には、次期ハードウェア等事業者の納入した機器によって生じた非互換対応は含まれていないように読み取れます。本調達の受託者に、トラブル・障害が受託者が納入したソフトウェア等に起因する非互換対応を実施させる場合は、調達仕様上に明記していただく必要があると考えます。	システム設計開発事業者及び本業務受託者の責任範囲の明確化のため。	○	以下の通り修正します。 (1) システム設計開発事業者が主体となって行う総合テスト、及び財務省が行う受入テストにあたり、各テストの目的に沿った形で迅速に実施できるような技術情報の提供、各種機器の設定変更等の必要な支援を行うこと。また、テスト結果に対する質問対応等必要な支援を行うこと。受託者が納入したソフトウェア等に起因するトラブル・障害（アプリケーションとの非互換）が発生した場合は、 <u>受託者の責任において対応すること。その原因と対策を財務省に報告し、総合テスト工程内でシステム設計開発事業者への引継ぎを実施すること。</u>
5	調達仕様書別紙 1 要件定義書	27	4.	提案する機器が満たすべき非機能要件を以下に示す。要件を満たすために機器を追加する場合や、提案する機器にカスタマイズ等を施す必要がある場合にも本要件を満たす必要があることに注意すること。その場合には、財務省、本調達の受託者、システム設計開発事業者の3者で協議すること。 システム設計開発事業者の成果物を改版する必要がある場合は、財務省の承認を得たうえで、対応をシステム設計開発事業者に依頼すること。	システム設計開発事業者の調達仕様には、次期ハードウェア等事業者の納入した機器によって生じた非互換対応は含まれていないように読み取れます。本調達の受託者に、受託者が納入した機器に起因する非互換対応を実施させる場合は、調達仕様上に明記していただく必要があると考えます。	システム設計開発事業者及び本業務受託者の責任範囲の明確化のため。	○	以下の通り修正します。 提案する機器が満たすべき非機能要件を以下に示す。要件を満たすために機器を追加する場合や、提案する機器にカスタマイズ等を施す必要がある場合にも本要件を満たす必要があることに注意すること。その場合には、財務省、本調達の受託者、システム設計開発事業者の3者で協議すること。 受託者起因によりシステム設計開発事業者の成果物を修正する必要がある場合は、受託者の責任と負担において対応すること。その原因と対策を財務省に報告し、システム設計開発事業者へ引継ぎを実施すること。

6	調達仕様書別紙1 要件定義書	42	4. 11. (1)⑦ (2)①	(1) ハードウェア構成 ⑦ また、 <u>システム設計開発事業者の設計内容と導入したハードウェアに乖離がある場合、財務省、本調達の受託者、システム設計開発事業者の3者で協議し、財務省の承認を得たうえで、アプリケーションプログラム等の修正をシステム設計開発事業者に依頼すること。</u> (2) ソフトウェア構成 ① また、 <u>システム設計開発事業者の設計内容と導入したソフトウェアに乖離がある場合、財務省、本調達の受託者、システム設計開発事業者の3者で協議し、財務省の承認を得たうえで、アプリケーションプログラム等の修正をシステム設計開発事業者に依頼すること。</u>	システム設計開発事業者の調達仕様には、次期ハードウェア等事業者の納入したハードウェア及びソフトウェアによって生じた非互換対応は含まれていないように読み取れます。 本調達の受託者に、受託者が納入したハードウェア及びソフトウェアに起因する非互換対応を実施させる場合は、調達仕様上に明記していただく必要があると考えます。	システム設計開発事業者及び本業務受託者の責任範囲の明確化のため。	○	以下の通り修正します。 (1) ハードウェア構成 ⑦ また、 <u>システム設計開発事業者の設計内容と導入したハードウェアに乖離があることに起因してアプリケーションプログラムの改修が必要になる場合は、受託者の責任と負担において対応すること。その原因と対策を財務省に報告し、総合テスト工程内でシステム設計開発事業者への引継ぎを実施すること。</u> (2) ソフトウェア構成 ① また、 <u>システム設計開発事業者の設計内容と導入したソフトウェアに乖離があることに起因してアプリケーションプログラムの改修が必要になる場合は、受託者の責任と負担において対応すること。その原因と対策を財務省に報告し、総合テスト工程内でシステム設計開発事業者への引継ぎを実施すること。</u>
7	調達仕様書別紙1 要件定義書	46	4. 16.	(1) 製品保守サービス要件 ハードウェア等機器に関する製品保守サービス要件を以下に示す。	システム設計開発事業者の調達仕様から、脱COBOL開発後の債権債務管理システムはライブラリ製品とアプリケーションから成り立つ認識です。そのため、本事業者の債権債務管理システムにおける責任範囲を明確にするため、以下のように追記いただくのはいかがでしょうか。 ----- (追記案) 脱COBOL開発の成果物であるアプリケーション自体は、製品保守サービスの対象外とする。	要件の明確化のため。	-	この事項では、ハードウェア等機器及びそれに関連するソフトウェアについての要件を説明しております。アプリケーション自体は対象外と考えています。従いまして、原文のままとします。
8	調達仕様書別紙2 ハードウェア等機器要件	55	4. 1. 2. II. (1)	・財融センタFW#1, 2 拡張スロット: 5 つ以上有すること。	(修正案) 拡張スロット或いはSFPポート: 5 つ以上有すること。	「拡張スロット」について「5 つ以上有すること。」と記載されておりますが、目的がインタフェースの追加であるならば、SFPスロットでも代用が可能である認識です。拡張スロットという表現で数量を明記した場合、ハードウェアの仕様を縛ってしまうため、緩和いただいた方がセキュリティ製品の選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「拡張スロット」を「拡張スロット或いはSFPポート」に修正します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。
9	調達仕様書別紙2 ハードウェア等機器要件	55	4. 1. 2. II. (1)	・財融センタFW#1, 2 ネットワーク通信: HTTP/HTTPS 圧縮機能を有すること。	(質問) ネットワーク通信: HTTP/HTTPS 圧縮機能を有すること。	FWの製品仕様で要求されておりますが、ネットワーク通信におけるHTTP/HTTPS圧縮機能は負荷分散装置やアプリケーション・デリバリー・コントローラーといったバックエンドのサーバを対象とした機能であると考えられますが、FWの機能要求として必要でしょうか。ハードウェアの仕様を縛ってしまうため、削除いただいた方がセキュリティ製品の選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「ネットワーク通信」の要件は削除します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。
10	調達仕様書別紙2 ハードウェア等機器要件	21	4. 1. 1. II. (11)	・財融運用管理FW#1, 2 ポート数: 拡張スロットを2つ以上有すること。	(修正案) ポート数: 拡張スロット或いはSFPポートを2つ以上有すること。	「拡張スロット」について「2 つ以上有すること。」と記載されておりますが、目的がインタフェースの追加であるならば、SFPスロットでも代用が可能である認識です。拡張スロットという表現で数量を明記した場合、ハードウェアの仕様を縛ってしまうため、緩和いただいた方がセキュリティ製品の選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「拡張スロット」を「拡張スロット或いはSFPポート」に修正します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。
11	調達仕様書別紙2 ハードウェア等機器要件	95	4. 1. 4. II. (10)	・借入金IDS#1 ポート数: 拡張スロットを2つ以上有すること。	(修正案) ポート数: 拡張スロット或いはSFPポートを2つ以上有すること。	「拡張スロット」について「2 つ以上有すること。」と記載されておりますが、目的がインタフェースの追加であるならば、SFPスロットでも代用が可能である認識です。拡張スロットという表現で数量を明記した場合、ハードウェアの仕様を縛ってしまうため、緩和いただいた方がセキュリティ製品の選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「拡張スロット」を「拡張スロット或いはSFPポート」に修正します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。
12	調達仕様書別紙2 ハードウェア等機器要件	93	4. 1. 4. II. (1)	・借入金センタFW#1, 2 SSL アクセラレーター機能: 性能(RSA 2, 048bit)が8, 000tps 以上であること。	(質問) SSL アクセラレーター機能: 性能(RSA 2, 048bit)が8, 000tps 以上であること。	tps値は、秒間当たりのトランザクションを示しますが、トランザクションの平均サイズ次第で要求する性能値は大きく異なります。平均サイズ次第では、スループット値は大きく異なるため、平均サイズを指定いただくか。処理性能をbpsによるスループット値で指定された方が好ましいと考えます。「SSLインスペクション時の処理性能が100Mbps以上である事」のような表現として頂いた方がセキュリティ製品の選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「平均サイズ」を「128バイト」として追記します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。
13	調達仕様書別紙2 ウェア等機器要件	93	4. 1. 4. II. (1)	・借入金センタFW#1, 2 SSL アクセラレーター機能: 性能(ECDSA secp256r1)が6, 000tps 以上であること。	(質問) SSL アクセラレーター機能: 性能(ECDSA secp256r1)が6, 000tps 以上であること。	tps値は、秒間当たりのトランザクションを示しますが、トランザクションの平均サイズ次第で要求する性能値は大きく異なります。平均サイズ次第では、スループット値は大きく異なるため、平均サイズを指定いただくか。処理性能をbpsによるスループット値で指定された方が好ましいと考えます。「SSLインスペクション時の処理性能が100Mbps以上である事」のような表現として頂いた方がセキュリティ製品の選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「平均サイズ」を「128バイト」として追記します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。
14	調達仕様書別紙2 ハードウェア等機器要件	78	4. 1. 3. II. (9)	・ディーリングルーム用RT#1, 2, 3 保守・管理機能: Si-R 効率化運用ツール	(質問) 「保守・管理機能」の項目に「Si-R 効率化運用ツール」との記載について	Si-Rは富士通製ルータの製品名称になります。削除いただくことにより製品選定の幅を広げ、より最適な製品が提案可能になると考えます。	○	「ディーリングルーム用RT#1, 2, 3」は「共通システム機器(18)コミュニケーションツール・入退室管理RT#1, 2と同一構成であること。」としております。 「4. 1. 1. II. (18) コミュニケーションツール・入退室管理RT#1, 2」について、「Si-R効率化運用ツール」を「運用効率化ツール」に修正します。 なお、製品選定にあたっては、ハードウェア等機器要件だけでなく、調達仕様書及び要件定義書を理解した上で、ご提案ください。